【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月25日

【会社名】 株式会社アクロディア

【英訳名】 Acrodea, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堤 純也

【本店の所在の場所】 東京都新宿区愛住町22番地

> (注) 平成29年5月22日から本店所在地 東京都渋谷区恵比寿 一丁目20番22号が上記のように移転しております。

【電話番号】 03-4405-5460(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 國吉 芳夫

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区愛住町22番地

【電話番号】 03-4405-5460(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 國吉 芳夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

> 株式 199,984,000円

> 第9回新株予約権証券 38,499,300円

> 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資さ

れる財産の価額の合計額を合算した金額

2,570,199,300円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出 資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少しま す。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	689,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 平成29年8月25日(木)開催の取締役会決議によるものであります。ただし、本新株式の発行については、 平成29年9月26日(火)開催予定の臨時株主総会における議案の承認(特別決議)を条件としております。
 - 2.振替機関の名称および住所は次のとおりです。 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	区分 発行数		資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	689,600株	199,984,000	99,992,000
一般募集			
計 (総発行株式)	689,600株	199,984,000	99,992,000

- (注)1.第三者割当の方法によります。
 - 2 . 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
290	145	100株	平成29年9月27日(水)	1	平成29年9月27日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 - 3.申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
 - 4.本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われないことになります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アクロディア 本社	東京都新宿区愛住町22番地

(4)【払込取扱場所】

() = === = ===========================	
店名	所在地
株式会社みずほ銀行の中目黒支店	東京都目黒区上目黒一丁目24番11号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	87,300個(新株予約権 1 個につき目的となる株式は100株)
発行価額の総額	38,499,300円
発行価格	新株予約権1個につき441.0円(新株予約権の目的である株式1株あたり4.410円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年9月27日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アクロディア 東京都新宿区愛住町22番地
払込期日	平成29年9月27日(水)
割当日	平成29年9月27日(水)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 中目黒支店

- (注) 1.株式会社アクロディア第9回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成29年 8月25日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。ただし、本新株予約権の発行については、 平成29年9月26日(火)開催予定の臨時株主総会における議案の承認(普通決議)を条件としております。
 - 2.申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
 - 4.本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる	
株式の種類	

│当社普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。

新株予約権の目的となる 株式の数

- 1.本新株予約権の目的である株式の総数は、8,730,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 2.当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

- 3.調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 4.割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払 込金額

- 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、290円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。
- 2. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により、当社の発行 済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める 算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行普通株式数 + 交付普通株式数 × 1 株当たりの払込金額 時価

調整後 = 調整前 行使価額 = 行使価額 ×-

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1 円未満にとざまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位 を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により 行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額

2,570,199,300円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約 権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額

1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

	有侧此分曲山青
	2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額
	は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1
	の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とす
	る。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準
	備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年9月27日から平成32年9月25日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の
	┃事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社┃
	が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
	1.新株予約権の行使請求受付場所
受付場所、取次場所及び	株式会社アクロディアー管理部
払込取扱場所	東京都新宿区愛住町22番地
342-1/3/2-2011	2.新株予約権の行使請求取次場所
	該当事項はありません。
	3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社みずほ銀行の日黒支店
** マかちのにはのタル	
新株予約権の行使の条件 	本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はでき **********************************
	ない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可
	能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の	1.当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引
事由及び取得の条件	の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当
	社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約
	権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個に
	つき金441.0円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得すること
	ができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方
	法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
	│ 2 . 当社は、平成30年 9 月27日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取 │
	得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対
	し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到
	 来をもって、本新株予約権1個当たり441.0円の価額(対象となる本新株予約権の個数
	を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存
	する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取
	得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品
	取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にし
	たがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行う
	ことができない。
 新株予約権の譲渡に関す	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
利休が別権の議長に関す る事項	平利体 J/利性の議反に Jいては、当性収納仅去の承認を安するものとする。
- 3 · X	*************************************
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換
│株予約権の交付に関する │ _{──}	又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成
事項	行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」とい
	う。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる
	│株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交 │
	付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
	交付する再編成対象会社の新株予約権の数
	残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行
	為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
	新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
	再編成対象会社の普通株式とする。
	新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
	組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
	METERS SERVICE AND SERVICE SER

新株予約権を行使することのできる期間

別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の 開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の 行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」 欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)1.本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権は、発行当初から行使価額は290円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から8,730,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権には、上記「新株予約権の内容等」の表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

本新株予約権には、上記「新株予約権の内容等」の表中「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に記載の とおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要 するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

< メリットとなる要素 >

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの 懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び 割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容 となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額 は290円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 8,730,000株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することは ありません。

本新株予約権の行使は、その行使の時期(期間)が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること上記の本新株予約権の主な特徴に記載のとおり、取得条項が付されております。それにより状況に応じた当社の判断において本新株予約権の取得及び消却を機動的に行うことで、既存株主には希薄化を回避させることがでるメリットがあります。

〈デメリットとなる要素〉

本新株予約権の行使が進んだ場合、8,730,000株、既存株式の希薄化が生じること 本新株予約権の行使請求期間である平成29年9月27日から平成32年9月25日までの3年間の期間内 に、市場の動向等及び割当予定先の資金状況等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない 可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること

また、本新株予約権の行使に応じて資金調達が進むため、当初に満額の資金調達とはならないこと 既存の株主様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じること となりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られ ることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

- 2. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「新株予約権の内容等」の表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとします。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の 行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の内容等」の表中「新株予約権 の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱 場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- 3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記「新株予約権の内容等」の表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとします。

5. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとします。

6.株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

- 7.その他
- (1)会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額(円)
2,770,183,300	21,040,000	2,749,143,300

(注) 1.上記払込金額の総額は、本新株式(199,984,000円)及び本新株予約権の発行価額の総額(38,499,300円) に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(2,531,700,000円)を合算した金額であります。

	本新株式及び本新株予約権の発行に際 して払込まれる金額の総額	本新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額
新株式	199,984千円	- 千円
第9回新株予約権	38,499千円	2,531,700千円

- 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3.行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株 式及び本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新 株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様 に本新株式及び本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
- 4.発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する登記費用2,000千円、価額算定 1,400千円、調査費用700千円、臨時株主総会開催費用15,000千円、その他届出書作成費等1,940千円の合計 額であります。

(2)【手取金の使途】

() 当該資金調達の目的及び理由

当社グループは、インターネット技術を生かしたスマートフォン向けサービスを実現する基盤技術(プラットフォーム)の提供やコンテンツサービス(スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供)を主な事業とし、第4次産業革命とも言われるIoT 関連技術の中長期的な市場成長を見込みインターホン向けIoTシステムや今後インターネット配信が中心となってくる動画関連サービス、また子会社が行うインターネット社会に不可欠なセキュリティ関連事業等を展開し、インターネット関連事業を中心に安定的な収益確保と中長期的な成長に向けた事業基盤の確立を図っております。また、平成29年3月28日には、新たな事業展開として、株式会社渋谷肉横丁を取得し、不動産サブリース及び商標権管理の事業を開始いたしました。このような新規事業の取り込みは、スマートフォン向けソリューションの分野で培った当社のIoTやインターネット技術を最大限活用することにより、新たな分野でネットとリアルの融合を進めてシナジー効果の発揮を目指すことで事業の裾野拡大を図り、経営基盤の強化に取り組んでおります。

しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向けさらなる抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。

当社は、これまでに役員報酬、業務委託費をはじめとした販売管理費のリストラ策の実施、事務所の集約と移転等により、経費の削減を継続的に進めてきております。その結果、EBITDAベースでは平成29年8月期第1四半期会計期間において 114百万円であったところ、同第2四半期会計期間では 26百万円と改善し、同第3四半期会計期間では17百万円と改善が継続し黒字化いたしました。しかしながら、引き続き財務基盤の改善が必要であるとともに、中長期的な成長に向けて、さらなる事業拡大を進めていくことが必要であると考えております。そのためには、新たな事業を取得し、また取得事業に当社の強みを生かしたIoT、AIの技術を取り込んだサービスを加えることでシナジーを創出する事業への成長投資を実行していく必要があります。それにより他社との差別化を図り、事業の継続的な成長を促進することで、企業価値向上に取り組んでいく考えです。

このような背景の下、当社は第三者割当による新株式及び新株予約権を発行するとともに、黒字化に向けた施策の一環として、本日提出の臨時報告書のとおり、グアムで運営されているビンゴ向けのシステムを提供するGUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC (495 BATTULO ST. YIGO Guam、代表 Taizo Takizawa、以下、「GES社」という。)を所有する株式会社エンターテイメントシステムズ(東京都新宿区愛住町22番地、代表取締役 國吉芳夫、以下、「エンターテイメント社」という。)の株式交換による完全子会社化という収益事業の取得を予定しております。

当社は、既存事業の展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、新たな事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるとの考えに基づき、後述の「調達する資金の 具体的な使途」に記載のとおり、 エンターテイメント社取得の対価、 渋谷肉横丁成長投資資金、 新規イ ンターネットサービスの開発・初期運営資金、 当社の運転資金、 新規事業の取得の調達を行う必要がある と判断いたしました。

本調達資金は上述の事業展開等を迅速に進め、事業基盤を強化することにより、黒字基調に至るまでの事業資金として充当する予定であります。

なお、当社は、平成29年2月15日に子会社の成長を加速するための資金並びに新規事業立ち上げに係る株式取得の資金を主目的とした第三者割当による新株式1,127,900株及び新株予約権28,656個(新株予約権1個につき目的となる株式は100株)を発行し、平成29年5月31日までに新株式の発行により300百万円、新株予約権の一部行使により537百万円の資金調達を行っております。当初の資金使途の通り、調達した資金は借入金の返済として200百万円、渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用として534百万円、渋谷肉横丁子会社化後の事業拡大投資資金として3百万円、当社の運転資金として100百万円をそれぞれ充当しております。平成29年5月31日における新株予約権の残数は、8,656個であり、今後の行使に伴い調達する資金についても、当初の資金使途の通り充当していく予定です。なお、本件新株式および本件新株予約権により調達する資金の資金使途には「新規事業の取得」がありますが、上記の資金調達における資金使途の「シナジーを見込める事業取得資金」とは目的や取得検討対象には大きな違いはなく、新株予約権の残数の行使状況によっては、今回調達資金と合わせて資金の充当をしていく予定です。

(注) IoT:モノのインターネット(Internet of Things)。従来は主にパソコンやサーバ、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサ等、さまざまな"モノ"を接続する技術。

() 本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の経営戦略において当社が必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達方法としては、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。代表的な方法として、銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しているため実現が難しい状況にあります。また早期の財務基盤の強化の観点からもエクイティ性の資金が望ましいこと、公募増資という方法は当社の現在の資金ニーズは比較的少額であるため、調達金額に比べてコストが高く、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動するMSCBや、資金調達額が変動するMSCDラント等については、株価に対する下落圧力が他の調達手法に比較して強く働くと考えられ既存株主に対するデメリットがあり、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

その一方で、今回の資金調達については、新規事業の取得計画に向けて金額が確定した資金調達を行う必要があること、今後の事業拡大に向け必要な資金を機動的に調達できること、平成29年8月期第3四半期累計会計期間において純損失を計上している状況から、金利負担が少ない又は不要な資金調達方法が望ましいこと等を総合的に勘案し、今回の資金調達のスキームを選択いたしました。本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達により、株式交換によって取得を予定しているエンターテイメント社の取得資金の一部として確実な調達を図るとともに、早期の事業成長戦略の実行を図ってまいります。

当社としましては本新株予約権の発行は、当社に対し段階的に投資を行うことができるようにしたいとの割当予定先の意向を反映したものであり、また、本新株予約権は一度に大量の新株式が発行される可能性は低いため、既存株式の希薄化が段階的に進む点では優位性があると判断しております。

なお、当新株式の引受先の議決権、及び第9回予約権の行使分の議決権については平成29年11月に予定される定時株主総会の前日までに行使された分について、割当予定先から今後も中長期的に当社株主として経営の安定化に寄与したいと考えており本新株式および本新株予約権の行使で取得する議決権については早期に行使できるようにしたいとの意向を受けたため、当該定時株主総会の議決権に含むことができるものといたします。

()調達する資金の具体的な使途

<本新株式>

具体的な使途	金額	支出予定時期
エンターテイメント社取得の対価	50百万円	平成29年 9 月
当社の運転資金	50百万円	平成29年9月~平成29年12月
新規事業の取得	81百万円	平成29年9月~平成30年12月
合計	181百万円	

(注) 上記手取金の額は、本新株式の発行に際して払い込まれる金額から本新株式の発行諸費用(18,020千円)を差し引いた金額であります。

エンターテイメント社取得の対価

当社はグアムで運営されているビンゴのシステム提供事業を行うGES社を保有するエンターテイメント社の取得により、当社グループに収益事業を追加することを予定しております。

グアムでは政府公認のゲーミングとしてビンゴゲームが島民の人気を得ております。グアムではいわゆる 賭博は禁止されておりますが、非営利の組織であるNPO法人などにグアム政府がビンゴゲームの許認可を 発行しております。

現在、グアムでは政府公認のビンゴ施設として5ヶ所での許認可が下りており、その許認可の一つをグアムのNPO法人であるGNGF(Guam National Golf Federation)が保有しております。

当該許認可に基づくビンゴの営業は、GNGFからビンゴの運営を委託されたTTK, LLC(805 Pale San Vitores Road, Tumon Guam 96931、代表 Taizo Takizawa、以下「TTK社」という。)により運営されております。なお、TTK社はビンゴゲームのシステム部門を分社化することを目的としてGES社を設立しており、当該システム部門の業務を承継する予定です。

GES社がシステム提供する対象となるビンゴ事業に関するM&Aについては、当社がコンサルティング契約を委託していた志賀純一郎氏から当社代表の堤が紹介を受けて提案されました。その後、当社としてグアムでの現地視察も行い検討を進める中で、売り手としては事業の100%の売却ではなく、今後の成長を図るための経営努力をする代わりに成長利益の一部を留保するインセンティブを持つことを希望しました。一方で、当社としてはビンゴ事業という全く未知の事業をすべて取得するよりはシステムの利用料を収益とするビジネスモデルの方がリスクが限定的であり、当社の得意とする分野でのシナジーを出しやすいと考えました。その結果、ビンゴ事業を運営するTTK社からシステム部門を分離し、それを当社が取得することで、両者の意向を両立できるという結論に達したため、GES社を設立しました。当社は十分な取得資金のタイムリーな調達が難しいため、株式交換による取得を考えておりますが、GES社はLLCであり株式会社ではないため株式交換による取得ができません。そのため、日本法人であるエンターテイメント社を設立し、エンターテイメント社がGES社の持分を100%保有した上で、エンターテイメント社を株式交換により取得することといたしました。

GES社は、TTK社のシステム部門を分社化するために設立されました。TTK社は現在、外部の米国企業であるVKGS, LLC(以下「VKGS」という。)が提供するシステムをレンタルして利用しております。今回、GES社は当該既存システムの契約を承継し、GES社はTTK社から月額固定額にTTK社の利益に応じた額を受け取り、GES社がVKGSにレンタルしている機材の数と売り上げに応じた利用を支払うことになります。GES社とVKGS社との契約、GES社とTTK社との契約については、株式交換の効力発生までに完了させる予定です。当社は今後独自システムを開発してGES社に提供する計画ですが、当面は既存システムの利用を前提とした収益事業を継続するため、まず、エンターテイメント社を取得することによりGES社を傘下に収める考えです。

当該ビンゴ事業で利用しているVKGSが提供するビンゴシステムは、タブレット型端末を利用したシステムとなっておりますが、この端末は特殊な専用端末となっており、ビンゴ会場でのみ使用できるように設計されたシステムであるため、システムの設置拠点でしかビンゴゲームを提供することができません。移動可能なビンゴシステムを開発することができれば、グアム島内のどこでもビンゴゲームを楽しむことができるようになり、一ヶ所のビンゴ会場での来場者からの収益だけではなく、これまでビンゴ会場を訪れることが難しかった方々にもビンゴゲームを楽しんで頂くことができ、これまでより高い収益の実現が期待できます。当社は、このような新しいビンゴシステムは、当社の持つスマートフォン向けのアプリを利用したプラットフォーム構築技術を応用することにより、十分に開発が可能であると考えております。このようなシステムが開発されれば、スマートフォン型のタブレットをインターネット技術を利用してサーバに接続することで、島内のどこにいてもビンゴゲームを楽しむことができるようになります。

当社が完全子会社化する予定のエンターテイメント社が100%保有するGES社は、当初、VKGSが提供するシステムをTTK社にレンタルすることにより、TTK社からシステムの利用料とビンゴ事業の利益

からの一定割合を収益とする予定です。当社が今後開発する予定の新しいビンゴシステムをGES社に提供し、GES社がTTK社にそのシステムをレンタルすることにより、TTK社が運営するビンゴ事業がこれまでより高い収益を実現することが期待されますが、それにより、TTK社の利益が増加し、その結果GES社の収益も増加することができるものと考えております。なお、アンケート回答などの際に特典を与えることで顧客情報を取得し効果的な広告宣伝効果を狙う専用アプリを開発し、事業計画初年度から投入した上で、当社が新しく開発する独自のビンゴシステムについては事業計画の3年目からの投入を見込んでおります。

エンターテイメント社の取得は当社との株式交換によって行います。第三者機関による算定の結果、エンターテイメント社の株式価値の算定レンジは388百万~576百万円、当社株価の算定レンジは322円~340円となりました。当社は、エンターテイメント社の株主との協議の結果、株式交換の対価として金銭(50百万円)及び当社株式1,100,000株を新株を発行して交付することとしております。

同社子会社化に当たって要する株式取得資金として50百万円を充当します。

(取得対価の算定根拠)

エンターテイメント社との株式交換における交換比率の算定については、当社がその公平性・妥当性を確保するために独立した第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren (東京都港区東麻布1-15-6、代表取締役 小幡治、以下「マクラレン」という。)に依頼しました。

なお、エンターテイメント社の算定に当たっては、当社グループが参画することによるシナジー効果を全く含まない状況での事業計画によるベースバリューの算定、およびシナジー効果を見込んだ事業計画によるバイヤーズバリューでの算定を実施した上で、ベースバリューに対するプレミアムの妥当性をバイヤーズバリューと比較検討した上で交換比率を決定することといたしました。なお、ベースバリュー事業計画は、保守的に、独自システムの開発はできないとの前提で計画し、その結果、算定上は10年で契約が打ち切られるとの前提に立って算定しております。

マクラレンは、株式価値の算定に際して、当社の株式価値については市場株価法を、エンターテイメント社については、DCF法を採用し、これらの評価結果を勘案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

マクラレンは株価価値の算定に際して、エンターテイメント社が提出した事業価値算定の基礎資料及び一般に公開されている資料が正確かつ完全であることを前提としております。またマクラレンはその正確性、完全性について何ら調査、検証を実施しておらず、また調査、検証の義務を負うものではなく、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負わないとのことです。また、マクラレンが算定にあたって依拠した事業計画その他の資料は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、マクラレンはその実現可能性を保証するものではありません。

算定の結果、ベースバリュー事業計画に対する交換比率の算定レンジはエンターテイメント社株式 1 株につき、当社株式33,047株~39,144株との算定結果となっております。また、バイヤーズバリュー事業計画に対する交換比率の算定レンジはエンターテイメント社株式 1 株につき、当社株式49,751株~81,727株との算定結果となっております。

当社は、マクラレンから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を勘案の上、エンターテイメント社の株主であるGUAM INTERNATIONAL COUNTRY CLUBの代表であるTaizo Takizawa氏との間で真摯に協議・交渉を行いました。その結果、エンターテイメント社の普通株式 1 株に対し、2,500千円と当社株式55,000株を交付することで両者は合意しております。

この交換比率はベースバリュー事業計画に対する算定レンジには入っておらず、算定レンジに対するプレミアムはエンターテイメント社株式 1 株あたり、当社株式15,856株~21,953株となっており、ベースバリュー事業計画に対する株価に対して40%~66%のプレミアムとなっております。しかしながら、このような高いプレミアムとなるのは、ベースバリュー事業計画は、当社とのシナジーを前提としない計画であるために、独自システムによる増収効果は全く織り込むことができず、しかもTTK社との契約が10年で打ち切られるとの前提に立っているためであります。一方で、バイヤーズバリューで算定したレンジに対しては算定レンジ内にあり、その下限から16%となる、中央値よりもかなり低い位置にある比率となっております。そのため、当社とのシナジーを前提とした独自システムの開発により、当社が同社の価値を高めていくことで、買収価格を超える価値を創出していくことができるものと考えております。また、当初から大きなキャッシュフローを生み出す同社の事業を取得することは、当社が目指す早期の黒字化にあたっては重要な意味を持つと考えております。

これらの状況を総合的に検討し、両者で合意した交換比率は、ベースバリューの算定レンジには入っていないものの、バイヤーズバリューで見ると合理的な交換比率の範囲であるといえること、また、バイヤーズバリューで算定したレンジに対しては下限から16%の位置にある比率となっており、レンジの中では低めの比率であり、バイヤーズバリューでの計画で前提としているシナジー効果を発揮することで算定レンジに対して中央値よりも有利な交換比率となることから、妥当な交換比率であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

なお、当該株式交換については、詳細は「第三部 追完情報 3.臨時報告書の提出 月25日提出の臨時報告書」をご参照ください。

(子会社化対象の会社概要)

(1) 名称	株式会社エンターテイメントシステムズ		
(2) 所在地	東京都新宿区愛住町22番地		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 國吉 芳夫		
(4)事業内容	ソフトウェア・ハードウェアの開発、販売、リース、レンタル、保守及びコンサル ティング 上記目的の事業会社の所有及び管理		
(5) 資本金	1百万円		
(6)設立年月日	平成29年8月9日		
(7) 大株主及び持株比率	GUAM INTERNATIONAL COUNTRY CLUB (100.0%)		
	資本関係	該当事項はありません。	
(8) 当社と当該会社との間の関係	人的関係	当社取締役副社長 國吉芳夫が当該会社の代表取締役であります。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注1) エンターテイメント社は平成29年8月9日に設立した会社であるため、確定した最終事業年度は ありません。

なお、参考数値としては、当該会社の保有するGES社の分社元であるTTK社が委託され運営しているビンゴ事業の業績概要は以下のとおりです。

ビンゴ事業(平成28年6月~平成29年5月までの事業業績)

売上高 7,028千米ドル 営業利益 178千米ドル

当社の運転資金

当社は、継続して純損失を計上しており、平成29年8月期第3四半期末(平成29年5月31日)の当社の現金及び現金同等物の残高は49百万円となり、十分な運転資金の残高を維持できない状況です。当社の平均月商は約200百万円であり、予期せぬ資金需要に対しても一定の余裕を持った運転資金の残高として、月商1ヶ月分程度の残高を維持することが必要と考えております。そのための運転資金として、50百万円を充当いたします。また、必要残高のうち残りの150百万円については、第9回新株予約権の行使による調達資金を充当いたします。

新規事業の取得

当社は、継続して純損失を計上しており、早期の黒字化が急務となっております。キャッシュフローの見込める事業の取得を積極的に進め、継続的に収益を生む企業グループを構成していくことを目指します。

これを実現するために、50~400百万円前後の事業会社を規模については幅広く検討し、1つ以上取得していくことを検討しております。その取得のための投資資金の一部として81百万円を充当します。

なお、平成29年2月15日に発行した第三者割当による第8回新株予約権の資金使途「シナジーを見込める 事業取得資金」として充当する予定の88.5百万円は、その目的や取得検討対象には大きな違いはなく、新株 予約権の残数の行使状況によっては、今回調達資金と合わせて充当することがあります。

また、不足額につきましては、本新株予約権の払込金額を充当いたしますが、新株予約権の行使によって充当する運転資金150百万円に優先して81百万円を充当する理由は、新規事業の取得をできる限り急ぐことによって当社グループの収益基盤の改善を急ぐためであります。

(注2) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切 な資金管理をする予定です。

<本新株予約権>

具体的な使途	金額	支出予定時期	
渋谷肉横丁成長投資資金	1,000百万円	平成30年2月~平成32年9月	
新規インターネットサービスの開発・初期運営資金	726百万円	平成29年10月~平成32年9月	
当社の運転資金	150百万円	平成29年9月~平成30年12月	
新規事業の取得	692百万円	平成29年10月~平成32年9月	
合計	2,568百万円		

(注) 上記手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から本新株予約権の発行諸費用(3,020千円)を差し引いた金額であります。

渋谷肉横丁成長投資資金

当社は、平成29年3月29日に不動産のサブリースおよび商標権のライセンスを主力事業とする渋谷肉横丁社を取得いたしました。なお、同年3月28日開示の「第8回新株予約権発行に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」にて公表しましたように、同社事業は、渋谷ちとせ会館の「渋谷肉横丁店」においては商標権の管理へと変更したほか、その他の店舗においては飲食店としての直営は行わずサブリース事業に特化した展開をしております。同社は、平成29年8月期第3四半期会計期間において、一時的に発生する支払報酬等や当社に対して支払う立ち上げ支援費を含む経営指導料など事業取得後の処理において計5百万円の支出が39発生しているため営業損失0百万円を計上しましたが、営業キャッシュフローは8百万円を計上しており、当初想定していたキャッシュフローを順調に生み始めており、当社の大きな収益源として今後事業を拡大していく予定であります。

同社の主要事業であるサブリース事業は順次店舗数を増やす予定ですが、より早く確実に利益を上げられ る形での成長を実現するためには、良好な立地にある大規模な物件をいち早く押さえること、およびリース 先の店子の入居に先立って発生する内装設備等の資金負担を行いたいと考えております。それを実現する 200~300坪程度の規模の物件に数十店舗が集まる横丁形式でのサブリースを実施するため、今後3年間に大 規模の横丁形式の物件を3件を目標として立ち上げるには合計1,200百万程度の投資を想定しております が、具体的な投資計画は策定しておりません。現時点では具体的な物件はまだ見つかっておらず、このよう な大規模な案件は中長期的に実施していきますが、良い物件はいつ出てくるか予測することはできず、その タイムリーな確保のためには早期に資金調達手段を確保しておくことが必要です。渋谷肉横丁社が目指すサ ブリースモデルは、大規模な先行投資をした上で物件を開発し、多数に区切った区画を、そこに入居する店 子に対してサブリースするにあたって、保証金の受け入れや設備を譲渡することによって先行投資資金を回 収した上で、その後もサブリースの利益を継続的に得るモデルですが、このモデルでは資金回収までに数年 かかることも予想されます。なお、このような横丁形式でのサブリース事業では多数の店子が想定通り集め られることが重要で、渋谷肉横丁社が商標権のライセンスを実施している、ちとせ会館の渋谷肉横丁は、昨 年通年で過去最高の集客を記録するなど良好な営業実績を背景に、渋谷肉横丁で培ったブランドを活用すれ ば、十分に入居対象となる店子は集められるものと考えておりますが、大規模案件については当社としての 実績や経験がないため、大規模案件についての投資(入居)物件の選別、初期投資の具体的な項目と費用、 テナント募集の進め方、投資回収の方法と投資利回りの想定等について、事業計画が策定できておりませ ん。このサブリース事業の成長資金として、1,000百万円を充当します。この充当金額では資金が不足する 場合には、投資時期や投資対象物件の規模を調整することにより対応いたします。

新規インターネットサービスの開発・初期運営資金

当社は、継続して純損失を計上しており、早期の黒字化を実現し、それを定着させるためには当社の強みを生かした新規ソリューションの開発・および市場への展開が急務となっております。そのため、当社はインターホンIoT事業、スポーツIoT事業、ビンゴシステム事業の3つの分野で投資を実行し、開発およびその収益化を急いでおります。

インターホンI o T事業は、従来のインターホンとスマートフォンを連携させ、スマートフォン上で自宅への来訪者対応などインターホンの機能を実現するもので当社の今後の主力製品の一つと位置付けております。そのためのI o T機器開発費用およびソフトウェア開発費用として、当社人件費・ソフトウェア開発外注費・機材金型外注費・機材開発外注費等を平成31年11月頃までを目処に118百万円を充当します。

スポーツIoT事業は、野球などのスポーツで使用するボールに高度の機能を持つセンサを内蔵させたボールIoTにより、ボールの回転などの挙動をセンサで検出して利用者にアドバイスを行うなど、これまでは取得が困難であった情報を利用した新しいサービスを提供していきます。野球以外のスポーツへの展開も視野に入れており、そのためのIoT機器開発費用及びソフトウェア開発費用として、当社人件費・ソフ

トウェア開発外注費・機材金型外注費・機材開発外注費等を平成31年10月頃までを目処に548百万円の投資を計画しております。

ビンゴシステム事業は、前述の通り当社が株式交換により取得を決議しているエンターテイメント社が保有する、ビンゴ向けのシステムを提供するGES社の事業で利用するシステムを開発いたします。同社は現在VKGSからシステムをレンタルしてビンゴ向けのITシステムを提供しておりますが、これにかえてスマートフォンタブレットに対応する新規のビンゴシステムを独自に構築することでさらなる集客の積み増しによる高収益化を実現できるとともに、VKGSのシステムからの切り替えによる利用料の削減を図るための開発投資を必要としております。ビンゴシステム事業では、広告宣伝効果を狙う専用アプリと既存のビンゴシステムを代替しスマートフォンタブレットにも対応するものとの2つのシステムの開発を計画しておりますが、そのうちVKGSからレンタルしているシステムを代替するためのビンゴシステムの開発費用として、当社人件費・ソフトウェア開発外注費等を平成31年8月頃までを目処に60百万円を充当します。なお、「専用アプリ」の開発費については、GES社および当社のキャッシュフローの範囲内での投入を予定しております。

当社の運転資金

当社は、継続して純損失を計上しており、平成29年8月期第3四半期末(平成29年5月31日)の当社の現金及び現金同等物の残高は49百万円となり、十分な運転資金の残高を維持できない状況です。当社の平均月商は約200百万円であり、予期せぬ資金需要に対しても一定の余裕を持った運転資金の残高として、月商1ヶ月分程度の残高を維持することが必要と考えております。そのための運転資金として、150百万円を本新株式発行による調達資金と合わせて充当いたします。

新規事業の取得

当社は、継続して純損失を計上しており、早期の黒字化が急務となっております。キャッシュフローの見込める事業の取得を積極的に進め、継続的に収益を生む企業グループを構成していくことを目指します。これを実現するために、50~400百万円前後の事業会社を規模については幅広く検討し、1つ以上取得していくことを検討しております。検討対象となる事業については、取得だけに絞らず、事業提携などの手段も視野に入れ当社グループの企業価値の最大化のために最適と考える方法を検討いたします。その中で、検討対象事業を取得する場合の投資資金として692百万円を充当します。なお、本新株式発行による調達資金81百万円に未充当の残高がある場合には、本新株予約権による調達資金の充当と合わせて充当いたします。また、調達資金を上回る資金が必要となったときは、別途資金調達するか、買収をしないこととするのかについて、対象事業の投資効果を慎重に検討した上で決定することといたします。

- (注1) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切 な資金管理をする予定です。
- (注2) 本件資金調達スキームの特性上、当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、これにより、当社の事業の投資計画に悪影響が及ぶ可能性があります。但し、その際には、上記 乃至 の各充当資金のうち、支払時期の計画に合わせるとともに適宜最も効果的な案件から優先して充当することとした上で、上記資金使途に記載した支出の時期、金額を調整すること等の方法により対応する予定です。なお、当社は、割当予定先が新株予約権を順次行使していく方針である旨を口頭で確認しております。
- (注3) M&A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM&A等の案件が成立に至らなかった場合は、具体的な案件が成立するまで案件の発掘・選定を行うことといたします。

()資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株および新株予約権の発行により調達した資金を上記「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当面の資金需要を満たし継続的に事業を行うとともに上記の当社成長戦略を実現し、これまで安定的な収益はあるものの成長に課題のあったプラットフォーム関連事業に市場成長が見込まれる複数の新規事業を取り込み、シナジーを生むことにより、大幅な成長を同時に実現してまいります。

これにより、当社の収益機会を大幅に拡大するとともに、自己資本の充実が期待できると考えております。 よって、上記の資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

()田邊 勝己

a 割当予定先の概要

氏名	田邊 勝己
住所	東京都千代田区
職業の内容	カイロス総合法律事務所 代表社員、弁護士 (所在地:東京都千代田区平河町一丁目1番1号平河町コート5階 業務内容:法律事務所)

b 提出者と割当予定先との間の関係

	· · · · · ·
	割当予定先は当社の筆頭株主であります。
出資関係	提出日現在、当社普通株式19,166,093株(平成29年 5 月31日現在の発行済株式
	数に対して16.32%)を所有しています。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
女体主 た け取引即 <i>区</i>	割当予定先は当社が法律顧問契約を締結しているカイロス総合法律事務所の代
技術または取引関係 	表社員であります。

当該割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先となっております。

()片岡 剛

a 割当予定先の概要

氏名	片岡 剛
住所	東京都世田谷区
職業の内容	カイロス総合法律事務所 社員、弁護士 (所在地:東京都千代田区平河町一丁目1番1号平河町コート5階 業務内容:法律事務所)

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	割当予定先は当社が法律顧問契約を締結しているカイロス総合法律事務所の社員であります。

当該割当予定先は、本新株予約権の割当予定先となっております。

()上田 和彦

a 割当予定先の概要

氏名	上田 和彦
住所	東京都渋谷区
	株式会社ケイハウス 代表取締役
職業の内容	不動産の売買の仲介、賃貸管理及ひ闘その仲介
	(所在地:東京都渋谷区富ヶ谷1丁目16-3富ヶ谷ハイツ1階)

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

当該割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先となっております。

() Star Gate Investment Holdings Limited

a 割当予定先の概要

	Star Gate Investment Holdings Limited			
名称	(以下、「Star Gate」という。)			
* c o c t + h	Units 1607-8, 16th Floor, Citicorp Centre, 18 Whitfield Road, Causeway			
本店の所在地 	Bay, Hong Kong			
国内の主たる事務所の責任者の氏名及	東京事務所			
西内の主にる事務所の負に有の氏石及 び連絡先	東京都中央区日本橋久松町4-10イマス日本橋福山ビル6階			
ひ理給尤 	代表取締役 下原 努			
代表者の役職及び氏名	代表取締役 下原 努			
資本金	150,000HKドル			
事業内容	企業コンサルティンク過及ひ過投資事業			
主たる出資者及び出資比率	下原 努 100%			

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

当該割当予定先は、本新株予約権の割当予定先となっております。

c . 割当予定先の選定理由

()田邊 勝己

割当予定先である田邊勝己氏は、平成29年1月30日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、平成29年2月に第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の割当を行いました。平成29年5月16日提出の臨時報告書にて公表のとおり、当社の筆頭株主となっております。また、平成29年5月31日時点での、第8回新株予約権による潜在株式数は、865,600株となっております。継続的に早期の黒字化転換及び再成長に向けた施策を協議してまいりました。その結果、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、今後も当社の経営基盤をより安定させるために保有株式の持分を増やし、できる限り自己資金により本新株予約権の行使をしていく方針だが、本新株予約権の行使により取得する株式の大部分は売却することにより行使資金に充てる可能性があること、またその他の株式については基本的には長期保有の方針での出資の意向を受けました。

() 片岡 剛

割当予定先である片岡剛氏は、当社の筆頭株主であり本新株式及び本新株予約権の割当先でもある田邊勝己氏から紹介を受けました。片岡氏は当社が法律顧問契約を締結し、田邊氏が代表を務めるカイロス総合法律事務所のパートナー弁護士でもあります。

片岡氏には当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、できる限り田邊氏からの借り入れまたは自己資金により本新株予約権の行使をしていく方針だが、本新株予約権の行使により取得する株式の大部分は売却することにより行使資金に充てる可能性があり、可能な範囲で当社株式を長期保有するとの方針での出資の意向を受けました。

()上田 和彦

割当予定先である上田和彦氏は、当社の筆頭株主であり本新株式及び本新株予約権の割当先でもある田邊勝己氏から紹介を受けました。田邊氏と上田氏は旧知の仲であるとのことです。上田氏には当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、出資の意向を受けました。その上で、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

() Star Gate

割当予定先であるStar Gateは、当社が経営に関するコンサルティングを依頼している株式会社Wealth Plaza(ウェルスプラザ)(東京都中央区日本橋久松町4-10)の代表取締役である新井章生氏から紹介を受けました。Star Gateは香港に籍を置いており、主に日本・アジアのマーケットを対象として投資事業を行っております。Star Gateには当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、出資の意向を受けました。その上で、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

d . 割り当てようとする株式の数

	割当予定先の氏名又は名称	割当株式数		
(本新株式	344,800株	
		本新株予約権	50,000個(その目的となる株式の数5,000,000株)	
() 片岡 剛	本新株予約権	20,000個(その目的となる株式の数2,000,000株)	
	\ Lm 40\$	本新株式	344,800株	
()上田 和彦	本新株予約権	10,400個(その目的となる株式の数1,040,000株)		
() Star Gate	本新株予約権	6,900個(その目的となる株式の数690,000株)	

e . 株券等の保有方針

割当予定先のうち、田邊勝己氏、片岡剛氏に関しましては、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、可能な限り市場動向に配慮しながら、新株予約権の行使により取得した株式の大部分を売却することにより行使資金の一部にあてる可能性がありますが、それ以外は長期保有の方針であることを口頭で確認しております。

割当予定先のうち、上田和彦氏、Star Gateの保有方針に関しましては、本新株式および本新株予約権の発行により取得する当社株式について、基本的に純投資とのことであり、当社の事業の進捗状況等を鑑み新株予約権の行使を進めることを検討し、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨確認しております。

なお、当社は、本新株式の各割当予定先より、本新株式の発行日である平成29年9月27日から2年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定であります。

f . 払込みに要する資金等の状況

()田邊勝己氏からは、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に必要な資金を自己資金により調達すると聞いております。財産については、割当予定先から預金通帳の写しを受領の上確認し、本新株式及び本新株予約権の払込み並びに片岡剛氏への貸付に要する資金として十分な財産を有することを確認しておりますが、かかる払込み及び貸付並びに本新株予約権の行使(片岡剛氏による行使を含む)のために総額21億円の資金が必要になるところ、自己資金として確認できているのはその30%程度です。

田邊氏からは、本新株予約権の行使期間は3年間であり、当該自己資金に加えてできる限り追加の自己資金で行使をする方針であるものの、新株予約権の行使により取得する株式の大部分を売却することにより行使 資金に充てる可能性がある旨を確認しており、財産確認として問題ないと判断しました。

() 片岡剛氏による本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に必要な資金については、田邊勝己氏が片岡剛氏に貸し付けることで対応するとの回答を田邊勝己氏及び片岡剛氏から得ております。田邊勝己氏は片岡剛氏が社員となっている弁護士法人カイロス総合法律事務所の代表社員であり、両者は同事務所を共同で経営しております。田邊勝己氏は本新株式及び本新株予約権の割当予定先でもあります。この度、片岡剛氏が本新株予約権を引き受けるにあたり十分な自己資金がないため、借入について検討した結果、片岡剛氏は借入先として田邊勝己氏に依頼することとし、金銭消費貸借契約を締結しております。

当社は、田邊勝己氏については、預金通帳の写しを受領して、同氏が引き受ける本新株式及び本新株予約権の発行に係る資金に加えて、片岡剛氏が引き受ける本新株予約権発行に係る資金は十分な財産を有することを確認し、また田邊勝己氏が引き受ける本新株予約権の行使に係る資金に加えて、片岡剛氏が引き受ける本新株予約権の行使に係る資金については一定の財産を有することを確認し、融資が実行されることで引き受けに係る払込みを行うことが十分に可能であることを確認しており、金銭消費貸借契約書どおりに払込期日である平成29年9月27日までに貸付が行われる見込みであると、当社としては判断しております。

なお、田邊勝己氏より、当該金銭消費貸借契約に際し貸付を実行するための重要な前提条件等が無いことを 確認しております。

当該金銭消費貸借契約は50百万円を上限としており、本新株予約権の払込みに要する資金として十分である ものの、全て行使するための資金としては不十分です。しかし、片岡氏からは、本新株予約権の行使期間は 3年間であり、当該借入金に加えてできる限り追加の借入金及び自己資金で行使をする方針であるものの、 新株予約権の行使により取得する株式の大部分を売却することにより行使資金に充てる可能性がある旨を確 認しており、財産確認として問題ないと判断しました。

- ()上田和彦氏からは、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に必要な資金を自己資金により調達すると聞いております。財産については、割当予定先から預金通帳の写しを受領の上確認しました。本新株式及び本新株予約権発行に係る資金は十分な財産を有することを確認し、また新株予約権の行使に係る資金については一定の財産を有することを確認し、自己資金を充当することに加えて、売却した当社株式を行使資金の一部に充てる予定である旨確認しており、財産確認として問題ないと判断しました。
- () Star Gateによる本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に必要な資金については、株式会社八洲測器(埼玉県戸田市美女木2-25-2、代表取締役 佐野純司)がStar Gateに貸し付けることで対応するとの回答を八洲測器及びStar Gateから得ております。八洲測器はStar Gateの紹介者である新井章生氏から紹介を受け、今回の融資を実行することとなりました。この度、Star Gateが本新株予約権を引き受けるにあたり十分な自己資金がないため、借入について検討した結果、Star Gateは借入先として八洲測器に依頼することとし、金銭消費貸借契約を締結しております。

当社は、割当予定先であるStar Gateより、八洲測器の残高証明書の写しを受領するとともに、八洲測器の調査報告書を入手することにより同社の保有する資産を確認し、融資が実行されることで引き受けに係る払込みを行うことが十分に可能であることを確認しており、金銭消費貸借契約書どおりに、払込期日である平成29年9月27日までに貸付が行われる見込みであると、当社としては判断しております。

また、当該金銭消費貸借契約に際し貸付を実行するための重要な前提条件等が無いことを確認しております。

なお、Star Gateからは、本新株予約権の行使のために借入れ資金を充当した上で、売却した当社株式を行 使資金の一部に充てる予定である旨確認しており、財産確認として問題ないと判断しました。

以上のことから、当社として本第三者割当に関する払込みに支障のないものと、判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先と直接面談・ヒアリングを実施し、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しております。また、第三者調査機関であるレストルジャパン21株式会社(東京都千代田区岩本町1-6-7、代表者 石井健)に各割当予定先、割当予定先の役員または主要株主、および資金提供者の調査を依頼いたしました。そして、同社の保有する一般的に入手することが不可能な反社関係情報が蓄積されたデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による各割当予定先、割当予定先の役員または主要株主、および資金提供者に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、割当予定先が特定団体等と関わりがないものと判断しております。

以上により、当社は割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主について、反社会的勢力との関係がないもの と判断し、反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成29年8月24日)までの直前6ヶ月間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値単純平均値である322円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に0.9を乗じた金額である290円といたしました。

本新株式の発行価額につきましては、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値の340円に対して14.71%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成29年8月24日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である338円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して14.20%のディスカウント、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である337円に対して13.95%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である322円に対して9.94%のディスカウントとなる金額です。

本新株式の発行価額の算定方法として取締役会決議日の前営業日までの直近6ヶ月の単純平均に0.9を乗じた金額を採用した理由としましては、当社の株価の全体的な傾向として、当社の開示によって株価が短期的に大きく上下に変動することが認められること、当社が特段の開示をしていない期間においても短期的な上下の変動が認められることから、取締役会決議日の前営業日までの直近6ヶ月の単純平均値を採用することが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断いたしました。その上で、当社は継続企業の前提に関する事項の注記がある状況であり当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、また割当予定先には長期保有を主たる目的とする者が含まれ、株価の変動に配慮した発行価額となるようなディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。

しかしながら、上記のディスカウント率から、割当予定先に特に有利な条件で発行するものとも考えられることから、当新株式の発行につきまして、平成29年9月26日の臨時株主総会に付議し、会社法に基づく株主総会の特別決議により株主に諮る予定でおります。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関であるマクラレンに依頼しました。取得対象子会社(エンターテイメント社)の公正価値評価に関する業務委託契約を締結していますが、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二 項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予 定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価 格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手 法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下 のように置き、当社の株価(発行決議日の前営業日の終値340円)、ボラティリティ(77.5%)、配当利回り (0%)、無リスク利子率(-0.3%)、行使期間(3年)、発行会社の行動(基本的に割当先の権利行使を待 つものとする。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日におけ る行使価額の180%を超えた場合、残存する新株予約権を2週間後に取得するものとする。)及び、割当先の行 動(当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、その権 利行使の数量を1取引日当たり過去1年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%とす る。)に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、 株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト(過去1年間の3取引日の株価変動率である 7.9%を仮定)等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等 を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して 評価を実施しています。

当社は、この評価(本新株予約権1個あたり441.0円、1株当たり4.410円)を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金441.0円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成29年8月24日)までの直前6ヶ月間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値単純平均値である322円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に0.9を乗じた(290円)に相当する金額としておりますが、本新株予約権の評価はこの行使価額を前提として公正価値を算定しております。

このように、本新株予約権の評価はその行使価額も前提として公正価値を算定しており、有利発行には該当いたしませんが、その行使価額を取締役会決議日の前営業日までの直近6ヶ月の単純平均に0.9を乗じた金額を採用した理由としましては、当社の株価の全体的な傾向として、当社の開示によって株価が短期的に大きく上下に変動することが認められること、当社が特段の開示をしていない期間においても短期的な上下の変動が認められることから、取締役会決議日の前営業日までの直近6ヶ月の単純平均値を採用することが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断いたしました。その上で、当社は継続企業の前提に関する事項の注記がある状況であり当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、また割当予定先には長期保有を主たる目的とする者が含まれ、株価の変動に配慮した発行価額となるようなディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。

なお、本新株予約権の発行につきましては、本日開催の当社取締役会にて監査役3名(うち社外監査役2名)が、本日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員が合意した旨を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるマクラレンが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当による新規発行株式数689,600株(議決権数6,896個)に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数8,730,000株(議決権数87,300個)を合算した株式数は、9,419,600株(議決権数94,196個)であり、平成29年5月31日現在の当社発行済株式総数19,166,093株及び議決権数191,660個を分母とする希薄化率は49.1%(議決権ベースの希薄化率は49.1%)に相当し、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に希薄化が生じることになります。

なお、本第三者割当により発行される新株式数及び新株予約権に係る潜在株式数に、平成29年2月15日に発行された前第三者割当による新株式及び第8回新株予約権に係る潜在株式数(3,993,500株)を合算した株式数は、13,413,100株(議決権数134,131個)であり、前第三者割当の発行決議日である平成29年1月30日現在の当社発行済株式総数16,038,193株(議決権数160,365個)を分母とする希薄化率は、83.63%議決権ベースの希薄化率は83.64%)となります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の「調達する資金の具体的な使途」のとおり、エンターテイメント社取得の対価、 渋谷肉横丁成長投資資金、 新規インターネットサービスの開発・初期運営資金、 当社の運転資金、 新規事業の取得に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化、及び新規事業の成長による収益基盤の強化は、当社の業績回復につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去 6 ヶ月間(平成29年 2 月~平成29年 7 月)における 1 日当たり平均出来高は6,558,700株であり一定の流動性を有していること、及び平成30年 9 月27日以降は当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、市場に過度の影響を与える規模ではないと考えております。

したがって、本第三者割当による当社株式及び新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び希薄化の 規模は合理的であると判断しております。

しかしながら、上記の希薄化率は25%を超える大規模なものであることから、当新株式及び新株予約権の発行につきまして、平成29年9月26日の臨時株主総会に付議し、株主に諮る予定でおります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式数689,600株に係る議決権の数は6,896個であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数8,730,000株に係る議決権の数は87,300個であります。

よって、本新株式が発行され、かつ本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、平成29年5月31日現在の発行済み株式数19,166,093株に対し49.1%(平成29年5月31日現在の議決権の数191,660個に対し49.1%)であり25%以上となります。

よって、本新株式及び本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意 (23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

そのため、当社は、本新株式及び本新株予約権の発行の妥当性について株主の意思確認を実施することとし、本新株式及び本新株予約権の発行は、平成29年9月26日開催予定の臨時株主総会において、本新株式の発行については特別決議、本新株予約権の発行については普通決議による承認が得られることを条件としております。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 新株式の発行後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対決を 議決権数の 割合
田邊 勝己	東京都千代田区	3,127,900	16.32%	3,472,700	17.49%
堤 純也	東京都港区	440,700	2.30%	440,700	2.22%
KDDI株式会社	東京都新宿区	430,000	2.24%	430,000	2.17%
日本証券金融株式会社	東京都中央区	377,000	1.97%	377,000	1.90%
上田 和彦	東京都渋谷区			344,800	1.74%
株式会社バンダイナムコホール ディングス	東京都港区	300,000	1.57%	300,000	1.51%
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区	191,500	1.00%	191,500	0.96%
ジョー ケビン	東京都品川区	130,100	0.68%	130,100	0.66%
株式会社SBI証券	東京都港区	127,700	0.67%	127,700	0.64%
仲西 敏雄	奈良県天理市	115,885	0.60%	115,885	0.58%
計		5,240,785	27.34%	5,930,385	29.87%

- (注) 1.割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年2月28日現在の株主 名簿を基に、第8回新株予約権の一部行使により平成29年4月6日において主要株主となった田邊勝己氏の 所有株数を反映したうえで、持株比率を修正しております。田邊氏の保有株式数については4月10日提出の 大量保有報告書の数値とし、発行済株式数については平成29年5月31日現在の株式数19,166,093株(総議決 権数191,660)としております。
 - 2.今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の所有議決権数の割合については、平成28年2月28日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
 - 3.「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株式の数を加えた株式数によって算出しております。
 - 4.上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(2) 新株式の発行及び新株予約権が全て行使された後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対決を 議決権数の 割合
田邊 勝己	東京都千代田区	3,127,900	16.32%	8,472,700	29.64%
片岡 剛	東京都世田谷区			2,000,000	7.00%
上田 和彦	東京都渋谷区			1,384,800	4.84%
Star Gate	Causeway Bay, Hong Kong			690,000	2.41%
堤 純也	東京都港区	440,700	2.30%	440,700	1.54%
KDDI株式会社	東京都新宿区	430,000	2.24%	430,000	1.50%
日本証券金融株式会社	東京都中央区	377,000	1.97%	377,000	1.32%
株式会社バンダイナムコホール ディングス	東京都港区	300,000	1.57%	300,000	1.05%
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区	191,500	1.00%	191,500	0.67%
ジョー ケビン	東京都品川区	130,100	0.68%	130,100	0.46%
計		4,997,200	26.07%	14,416,800	50.43%

- (注) 1.割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年2月28日現在の株主 名簿を基に、第8回新株予約権の一部行使により平成29年4月6日において主要株主となった田邊勝己氏の 所有株数を反映したうえで、持株比率を修正しております。田邊氏の保有株式数については4月10日提出の 大量保有報告書の数値とし、発行済株式数については平成29年5月31日現在の株式数19,166,093株(総議決 権数191,660)としております。
 - 2.今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の所有議決権数の割合については、平成28年2月 28日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
 - 3. 本新株予約権の割当予定先の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的には長期保有の方針ですが、適宜判断の上、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。
 - 4.「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株式の数及び本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。
 - 5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。
 - 6.上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(3) Guam International Country Club, INC.との株式交換が行使された後

(効力発生日 平成29年10月1日)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
田邊 勝己	東京都千代田区	3,127,900	16.32%	8,472,700	28.54%
片岡 剛	東京都世田谷区			2,000,000	6.74%
上田 和彦	東京都渋谷区			1,384,800	4.66%
Guam International Country Club, INC.	Dededo, Guam			1,100,000	3.71%
Star Gate	Causeway Bay, Hong Kong			690,000	2.32%
堤 純也	東京都港区	440,700	2.30%	440,700	1.48%
KDDI株式会社	東京都新宿区	430,000	2.24%	430,000	1.45%
日本証券金融株式会社	東京都中央区	377,000	1.97%	377,000	1.27%
株式会社バンダイナムコホール ディングス	東京都港区	300,000	1.57%	300,000	1.01%
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区	191,500	1.00%	191,500	0.65%
計		4,867,100	25.39%	15,386,700	51.83%

- (注) 1.割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年2月28日現在の株主 名簿を基に、第8回新株予約権の一部行使により平成29年4月6日において主要株主となった田邊勝己氏の 所有株数を反映したうえで、持株比率を修正しております。田邊氏の保有株式数については4月10日提出の 大量保有報告書の数値とし、発行済株式数については平成29年5月31日現在の株式数19,166,093株(総議決 権数191,660)としております。
 - 2.今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の所有議決権数の割合については、平成28年2月 28日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
 - 3.「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株式の数及び本新株予約権の目的である株式の数に、平成29年10月1日を効力発生日とする「Guam International Country Club, INC.との株式交換」による発行株式数1,100,000株を加えて算出しております。
 - 4. 本新株予約権の割当予定先の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的には長期保有の方針ですが、適宜判断の上、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。
 - 5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。
 - 6.上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

当社グループは、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向け抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。その対策としては、第 1 募集要項の5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 ()「当該資金調達の目的及び理由」に記載しましたように、黒字のキャッシュフローを生み出す新たな事業を積極的に取得していくこと、もう一つには当社が保有するIoT・AI・インターネットの技術を最大限生かして開発された新しいサービスの収益化に向けた投資を実行していくことであると考えており、そのために必要な資金を調達していくことが必須となってきます。また、平成29年8月期第3四半期末(平成29年5月31日)の当社の現金及び現金同等物の残高は48百万円となり、今後の運転資金として十分な運転資金の残高を維持できない状況です。

そのため、継続した純損失の計上している状況に対する抜本的な対策を講じるための投資資金、及び運転資金の確保を目的として本新株式及び本新株予約権による資金調達を行うものであります。

(2) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権の発行を選択した理由

当社は、上記「大規模な第三者割当増資を行うこととした理由」に記載の資金調達をおこなうために、様々な資金調達方法を検討いたしました。その結果、資金調達にあたっては、第1 募集要項の5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 ()「本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について」に記載しましたように、既存株主の皆様の希薄化を避けるために金融機関からの間接金融による調達も検討してまいりましたが、当社の現状の財務状況、および業績状況では間接金融による資金調達は極めて困難な状況にあります。そのため、直接金融による資金調達を検討してまいりましたが、その中でも本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせた方法が、当社の資金調達のニーズには最も合致していると判断し、資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権の発行を選択いたしました。

(3) 大規模な第三者割当増資による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

前記の第3 第三者割当の場合の特記事項の4 大規模な第三者割当に関する事項に記載のとおり、本第三者割当により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本第三者割当は大規模な第三者割当に該当します。このような希薄化は株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性があります。

しかしながら、当社取締役会といたしましては、本新株式の発行、及び本新株予約権の発行と行使の進捗により、このような資金調達が無ければ成し得ない、上記「大規模な第三者割当増資を行うこととした理由」に記載の抜本的な投資施策と運転資金の確保が可能になり、継続企業の前提に関する事項の注記がある状況である当社を再生させ再成長軌道に乗せていくことができるものと考えており、それは既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本第三者割当による希薄化は大規模であるものの、既存株主への悪影響の程度は、本第三者割当によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。当社取締役会におけるこれらの判断に対して、社外取締役及び監査役からは特段の意見は表明されておりません。

しかしながら、当社取締役会は、株主意思を尊重する観点から、本第三者割当の必要性及び相当性については、 株主の皆様の意思確認を実施することとし、平成29年9月26日開催予定の臨時株主総会において本新株式について は特別決議、本新株予約権については普通決議による承認が得られることを条件としております。

(4) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

本第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条等の規定に基づき、(1)経営者から一定程度独立した第三者からの当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は(2)当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

この点、33当社はより株主意思を尊重する観点から、上記(2)の株主の意思確認手続きを実施する予定であり、平成29年9月26日開催の臨時株主総会を開催し、本第三者割当の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくこととしております。

- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1.事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書(第12期)及び四半期報告書(第13期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年8月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年8月25日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

2.資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期、提出日平成28年11月30日)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 (5)発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出(平成29年8月25日)日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成28年12月1日~						
平成29年8月25日	3,127,900	19,166,093	418,751	828,413	418,751	846,677
(注)						

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

3. 臨時報告書の提出

第四部 組込情報の有価証券報告書(第12期)の提出日以降、本届出書提出日(平成29年8月25日)までに、以下の臨時報告書を提出しており、その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

平成28年11月30日提出の臨時報告書

1. [提出理由]

平成28年11月29日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成28年11月29日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役2名選任の件

仲西敏雄、黒田喜久の2氏を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

_						
	決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
	議案					
	仲西 敏雄	79,320	2,972	-	(注)1	可決 83.15
	黒田 喜久(注)2	79,127	3,165	-		可決 82.95

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。
 - 2. 黒田喜久氏は、平成28年11月29日付で就任を辞退しております。
 - (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の 集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当 日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

平成29年1月30日提出の臨時報告書

1. [提出理由]

当社は、平成29年1月30日開催の取締役会において、株式会社渋谷肉横丁(以下、「渋谷肉横丁」という。)の株式を取得し子会社化することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. [報告内容]

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社渋谷肉横丁

本店の所在地 東京都渋谷区宇田川町36-2

代表者の氏名 代表取締役 國吉 芳夫

代表取締役 塩田 直彦(平成29年1月23日就任)

資本金の額 10百万円(平成29年1月16日現在)

純資産の額 現時点においては未定

総資産の額 現時点においては未定

事業の内容 不動産のサブリース、売買、賃貸、管理及び仲介、飲食店の経営等

(注) 純資産の額及び総資産の額は、2月末の当該会社の株式取得日までに確定する予定です。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

平成29年1月16日に設立のため、該当事項はありません。

なお、参考数値として、渋谷肉横丁設立前に当該事業を行っていた株式会社プロキューブ(東京都渋谷区宇田川町36-2、代表取締役 塩田直彦、以下、「プロキューブ」という。)及びゼクシンク株式会社(東京都品川区小山1-8-8、代表取締役 鳥居厚志、以下、「ゼクシンク」という。)における当該事業の業績概要は以下のとおりです。

プロキューブ (平成27年8月期)

売上高 149百万円

営業利益 27百万円

プロキューブ(平成28年8月期における平成27年9月から平成28年6月の事業業績)

売上高 199百万円

営業利益 41百万円

ゼクシンク(平成29年2月期における平成28年7月から平成28年11月の事業実績)

売上高 146百万円

営業利益 24百万円

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 取得対象子会社の主要株主である田邊勝己氏は、本日提出の有価証券届出書に記載の第三者割 当の割当予定先であり、当該第三者割当により当社の大株主になる予定です。

人的関係 当社取締役副社長 國吉芳夫が取得対象子会社の代表取締役に就任しております。

取引関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。

(2) 取得対象会社に関する子会社取得の目的

当社グループは、インターネット技術を生かしたスマートフォン向けサービスを実現する基盤技術(プラットフォーム)の提供やコンテンツサービス(スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供)を主な事業とし、第4次産業革命とも言われるIoT関連技術の中長期的な市場成長を見込みインターホン向けIoTシステムや動画関連サービス、また子会社が行うインターネット社会に不可欠なセキュリティ関連事業等を展開し、インターネット関連事業を中心に安定的な収益確保と中長期的な成長に向けた事業基盤の確立を図っております。しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向け抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。

当社グループの既存のソリューションやソーシャルゲーム等のコンテンツによる事業展開だけでは、その成長速度に限界があり、十分な成長が望めない可能性があります。より成長の速度を上げ早期の黒字化を達成し、高水準の利益を実現していくためには、当社グループの事業分野とシナジー効果のある事業の取得を積極的に進めていくことが不可欠であると考えております。この度取得予定の渋谷肉横丁が実施する予定の事業は、若者が集まる「渋谷センター街」という好立地を生かし、年間約40万人が来店する事業であり、当社はこの来店者数を当社の得意とするIT技術に結びつけ、若者向けゲーム事業での集客基盤として活用を図るほか、実店舗を集めたオフラインの場である「肉横丁」にオンラインの「インターネット」を結びつけて効果的なマーケティングを行うO2〇や店舗内にセンサを設置してIoT利用の集客を推進していくなど新たな事業展開をすることにより、当社の事業とシナジー効果を発揮できると考えております。当社は当社グループの業容を新たな市場に拡げ、収益を確保するため、渋谷肉横丁の株式を取得し、子会社化するための基本合意書を締結することを本日開催の当社取締役会にて決議いたしました。本日提出しました第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に係る有価証券届出書のとおり、当社は、本件第三者割当の調達資金により、平成29年2月末日に渋谷肉横丁の株式を取得し、完全子会社化する予定です。当社グループでは、既存事業の展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、新たな事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるため、渋谷肉横丁の株式を取得し子会社化することとしました。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社渋谷肉横丁の普通株式(議決権所有割合100%) 574百万円 アドバイザリー費用等(概算額) 2百万円 合計 576百万円

平成29年4月4日提出の訂正臨時報告書

1. [訂正報告書の提出理由]

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、平成29年1月30日付で提出した臨時報告書のうち、未確定であった事項が確定したこと、並びに平成29年3月28日開催の当社取締役会において、平成29年1月30日付で締結した株式会社渋谷肉横丁(以下、「渋谷肉横丁」という。)の全株式を取得する旨の基本合意書に基づき株式譲渡の準備を進めておりましたが、渋谷肉横丁の事業内容を一部変更した上で平成29年3月29日付で株式譲渡契約を締結することを決議しましたので、これらの記載事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2. [訂正内容]

訂正箇所は下線で示しております。

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容 (訂正前)

純資産の額 現時点においては未定 総資産の額 現時点においては未定

事業の内容 不動産のサブリース、売買、賃貸、管理及び仲介、飲食店の経営等

(注) 純資産の額及び総資産の額は、2月末の当該会社の株式取得日までに確定する予定です。

(訂正後)

純資産の額 <u>86百万円</u>総資産の額 126百万円

事業の内容 <u>不動産のサブリース、売買、賃貸、管理及び</u>仲介、飲食店の経営、商標権の管理

削除

(2) 取得対象会社に関する子会社取得の目的

(訂正前)

(省略)

この度取得予定の渋谷肉横丁が実施する予定の事業は、若者が集まる「渋谷センター街」という好立地を生かし、年間約40万人が来店する事業であり、当社はこの来店者数を当社の得意とするIT技術に結びつけ、若者向けゲーム事業での集客基盤として活用を図るほか、実店舗を集めたオフラインの場である「肉横丁」にオンラインの「インターネット」を結びつけて効果的なマーケティングを行うO2Oや店舗内にセンサを設置してIoT利用の集客を推進していくなど新たな事業展開をすることにより、当社の事業とシナジー効果を発揮できると考えております。

(省略)

本日提出しました第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に係る有価証券届出書のとおり、当社は、本件第三者割当の調達資金により、<u>平成29年2月末日に</u>渋谷肉横丁の株式を取得し、完全子会社化する予定です。

(省略)

(訂正後)

(省略)

この度取得予定の渋谷肉横丁が実施する予定の事業は、主に渋谷肉横丁に移転が完了した「肉横丁」の文字及びロゴマークに関する商標権のゼクシンクへの使用許諾によりライセンス収益を得る事業であります。ゼクシンクの事業は、若者が集まる「渋谷センター街」という好立地を生かし、年間約40万人が来店する事業であり、当社はこの来店者数を当社の得意とするIT技術に結びつけ、若者向けゲーム事業での集客基盤として活用を図るほか、実店舗を集めたオフラインの場である「肉横丁」にオンラインの「インターネット」を結びつけて効果的なマーケティングを行う020や店舗内にセンサを設置してIoT利用の集客を推進していくなど新たな事業展開をすることにより、当社の事業とシナジー効果を発揮できると考えております。なお、渋谷肉横丁は、ライセンス収益を得る事業を行うとともに、これまで培ってきたサブリース事業のノウハウにより、サブリース事業の確立を成長戦略としてまいります。

(省略)

本日提出しました第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に係る有価証券届出書のとおり、当社は、本件第三者割当の調達資金により、平成29年3月29日に渋谷肉横丁の株式を取得し、完全子会社化する予定です。

(省略)

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

(訂正前)

株式会社渋谷肉横丁の普通株式(議決権所有割合100%)574百万円アドバイザリー費用等(概算額)2百万円合計576百万円

(訂正後)

株式会社渋谷肉横丁の普通株式(議決権所有割合100%)532百万円アドバイザリー費用等(概算額)2百万円合計534百万円

平成29年5月16日提出の臨時報告書

1. [提出理由]

平成29年4月6日の第8回新株予約権の行使により、当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名

主要株主となるもの 田邊 勝己

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合主要株主となるもの

田邊 勝己

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合	
異動前 (平成29年 2 月28日現在)	11,279個	6.57%	
異動後 (平成29年4月6日現在)	21,429個	11.79%	

- (注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成29年2月28日現在の株主名簿を基準とし、発行済株式総数17,166,093株から議決権を有しない株式数93株を控除した17,166,000株を基準に算出しております。
 - 2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成29年2月28日現在の株主名簿を基準とし、発行済株式総数17,166,093株から議決権を有しない株式数93株を控除し、新株予約権の行使により増加する1,015,000株を加えた18,181,000株を基準に算出しております。
 - 3.総株主の議決権の数に対する割合については、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 - (3)当該異動の年月日 平成29年4月6日
 - (4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 828,413,100円 発行済株式総数 普通株式 19,166,093株

平成29年8月25日提出の臨時報告書

1. [提出理由]

当社は、平成29年8月25日開催の取締役会におきまして、平成29年9月26日に開催する臨時株主総会で承認を得ることを前提条件に、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社エンターテイメントシステムズ(以下「エンターテイメント社)といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. [報告内容]

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エンターテイメントシステムズ
本店の所在地	東京都新宿区愛住町22番地
代表者の氏名	國吉芳夫
資本金の額	1百万円(平成29年8月9日現在)
純資産の額	0 百万円(平成29年8月9日現在)
総資産の額	1百万円(平成29年8月9日現在)
事業の内容	ソフトウェア・ハードウェアの開発、販売、リース、レンタル、保守及びコンサルティン グ 上記目的の事業会社の所有及び管理

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期(個別)		
売上高(百万円)		
営業利益(百万円)		
経常利益(百万円)		
当期純利益(百万円)		

(注) エンターテイメント社は平成29年8月9日に設立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。 なお、参考数値としては、当該会社の保有するGES社の分社元であるTTKが委託され運営しているビンゴ 事業の業績概要は以下のとおりです。

ビンゴ事業(平成28年6月~平成29年5月までの事業業績)

売上高 7,028千米ドル 営業利益 178千米ドル

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)	
Guam International Country Club, INC.	100.00	

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	特筆すべき事項はございません。		
人的関係	当社取締役副社長 國吉芳夫が当該会社の代表取締役であります。		
取引関係	特筆すべき事項はございません。		

(2) 本株式交換の目的

当社グループは、インターネット技術を生かしたスマートフォン向けサービスを実現する基盤技術(プラットフォーム)の提供やコンテンツサービス(スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供)を主な事業とし、第4次産業革命とも言われるIoT 関連技術の中長期的な市場成長を見込みインターホン向けIoTシステムや今後インターネット配信が中心となってくる動画関連サービス、また子会社が行うインターネット社会に不可欠なセキュリティ関連事業等を展開し、インターネット関連事業を中心に安定的な収益確保と中長期的な成長に向けた事業基盤の確立を図っております。また、平成29年3月28日には、新たな事業展開として、株式会社渋谷肉横丁を取得し、不動産サブリース及び商標権管理の事業を開始いたしました。このような新規事業の取り込みは、スマートフォン向けソリューションの分野で培った当社のIoTやインターネット技術を最大限活用することにより、新たな分野でネットとリアルの融合を進めてシナジー効果の発揮を目指すことで事業の裾野拡大を図り、経営基盤の強化に取り組んでおります。

しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向けさらなる抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。

当社は、これまでに役員報酬、業務委託費をはじめとした販売管理費のリストラ策の実施、事務所の集約と移転等により、経費の削減を継続的に進めてきております。その結果、EBITDAベースでは平成29年8月期第1四半期連結会計期間において 114百万円であったところ、同第2四半期連結会計期間では 26百万円と改善し、同第3四半期連結会計期間では17百万円と改善が継続し黒字化いたしました。しかしながら、引き続き財務基盤の改善が必要であるとともに、中長期的な成長に向けて、さらなる事業拡大を進めていくことが必要であると考えております。そのためには、新たな事業を取得し、また取得事業に当社の強みを生かしたIoT、AIの技術を取り込んだサービスを加えることでシナジーを創出する事業への成長投資を実行していく必要があります。それにより他社との差別化を図り、事業の継続的な成長を促進することで、企業価値向上に取り組んでいく考えです。

このような背景の下、当社は、当社の黒字化に向けた施策の一環として、本日(平成29年8月25日)に「第三者割当により発行される新株式及び第9回新株予約権の募集に関するお知らせ」で開示したしましたとおり、グアムで運営されているビンゴ向けのシステムを提供するGUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC (495 BATTULO ST. YIGO Guam、代表 Taizo Takizawa、以下、「GES社」という。)を所有する株式会社エンターテイメントシステムズ(東京都新宿区愛住町22番地、代表取締役 國吉芳夫、以下、「エンターテイメント社」という。)の株式交換による完全子会社化という収益事業の取得について、平成29年9月26日に開催いたします臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

これらの事業を取得し、また取得事業の継続的な成長を促進するために当社の強みを生かしたIoT、AIの技術を取り込んだサービスをこれらの取得事業に加えることにより、大幅な付加価値の向上を図るといったシナジーの創出を実現するための成長投資を実行していく予定です。

(取得するビンゴ向けシステム事業について)

グアムでは政府公認のゲーミングとしてビンゴゲームが島民の人気を得ております。グアムではいわゆる賭博は禁止されておりますが、非営利の組織であるNPO法人などにグアム政府がビンゴゲームの許認可を発行しております。

現在、グアムでは政府公認のビンゴ施設として5ヶ所での許認可が下りており、その許認可の一つをグアムのNPO法人であるGNGF(Guam National Golf Federation)が保有しております。

当該許認可に基づくビンゴの営業は、GNGFからビンゴの運営を委託されたTTK, LLC(805 Pale San Vitores Road, Tumon Guam 96931、代表 Taizo Takizawa、以下「TTK社」という。)により運営されております。なお、TTK社はビンゴゲームのシステム部門を分社化することを目的としてGES社を設立しており、当該システム部門の業務を承継する予定です。

GES社がシステム提供する対象となるビンゴ事業に関するM&Aについては、当社がコンサルティング契約を委託していた志賀純一郎氏から当社代表の堤が紹介を受けて提案されました。その後、当社としてグアムでの現地視察も行い検討を進める中で、売り手としては事業の100%の売却ではなく、今後の成長を図るための経営努力をする代わりに成長利益の一部を留保するインセンティブを持つことを希望しました。一方で、当社としてはビンゴ事業という全く未知の事業を丸ごと取得するよりはシステムの利用料を収益とするビジネスモデルの方がリスクが限定的であり、当社の得意とする分野でのシナジーを出しやすいと考えました。その結果、ビンゴ事業を運営するTTK社からシステム部門を分離し、それを当社が取得することで、両者の意向を両立できるという結論に達したため、GES社を設立しました。当社は十分な取得資金のタイムリーな調達が難しいため、株式交換による取得を考えておりますが、GES社はLLCであり株式会社ではないため株式交換による取得ができません。そのため、日本法人であるエンターテイメント社を設立し、エンターテイメント社がGES社の持分を100%保有した上で、エンターテイメント社を株式交換により取得することといたしました。

GES社は、TTK社のシステム部門を分社化するために設立されました。TTK社は現在、外部の米国企業であるVKGS,LLC(以下「VKGS」という。)が提供するシステムをレンタルして利用しております。今回、GES社は当該既存システムの契約を承継し、GES社はTTK社から月額固定額にTTK社の利益に応じた額を受け取り、GES社がVKGSにレンタルしている機材の数と売り上げに応じた利用を支払うことになります。GES社とVKGS社との契約、GES社とTTK社との契約については、株式交換の効力発生までに完了させる予定です。当社は今後独自システムを開発してGES社に提供する計画ですが、当面は既存システムの利用を前提とした収益事業を継続するため、まず、エンターテイメント社を取得することによりGES社を傘下に収める考えです。

現在TTK社が運営しているビンゴ会場でレンタルして利用しているVKGSが提供するシステムはタブレット型端末を利用したシステムとなっておりますが、この端末は特殊な専用端末となっており、ビンゴ会場でのみ使用できるように設計されたシステムであるため、システムの設置拠点でしかビンゴゲームを提供することができません。移動可能なビンゴシステムを開発することができれば、グアム島内のどこでもビンゴゲームを楽しむことができるようになり、一ヶ所のビンゴ会場での来場者からの収益だけではなく、これまでビンゴ会場を訪れることが難しかった方々にもビンゴゲームを楽しんで頂くことができ、これまでより高い収益の

実現が期待できます。当社は、このような新しいビンゴシステムは、当社の持つスマートフォン向けのアプリを利用したプラットフォーム構築技術を応用することにより、十分に開発が可能であると考えております。このようなシステムが開発されれば、スマートフォン型のタブレットをインターネット技術を利用してサーバに接続することで、島内のどこにいてもビンゴゲームを楽しむことができるようになります。

当社が完全子会社化する予定のエンターテイメント社が100%保有するGES社は、当初、VKGSが提供するシステムをTTK社にレンタルすることにより、TTK社からシステムの利用料とビンゴ事業の利益からの一定割合を収益とする予定です。当社が今後開発する予定の新しいビンゴシステムをGES社に提供し、GES社がTTK社にそのシステムをレンタルすることにより、TTK社が運営するビンゴ事業がこれまでより高い収益を実現することが期待されますが、それにより、TTK社の利益が増加し、その結果GES社の収益も増加することができるものと考えております。

なお、アンケート回答などの際に特典を与えることで顧客情報を取得し効果的な告宣伝効果を狙う専用アプリを開発し事業計画初年度から投入した上で、当社が新しく開発し、ビンゴ会場外でもゲームを利用できるようにする独自のビンゴシステムについては、事業計画の3年目からの投入を見込んでおります。

なお、エンターテイメント社、GES社、並びにTTK社の株主はGUAM INTERNATIONAL COUNTRY CLUB (495 Battulo Street, Dededo, Guam 96929、代表 Taizo Takizawa、以下「GICC」という。)であり、同社がこの3社の経営管理をしております。

- (注) IoT:モノのインターネット(Internet of Things)。従来は主にパソコンやサーバ、プリンタ 等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの 情報を取得する各種のセンサ等、さまざまな"モノ"を接続する技術。
- (3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

平成29年8月25日に締結する株式交換契約に基づき、当社及びエンターテイメント社それぞれの株主総会決議により、株式交換契約の承認を受けた上で、平成29年10月1日を効力発生日として、エンターテイメント社の株主の有するエンターテイメント社の株式を当社が全て取得するとともに、エンターテイメント社の株主(当社を除く。)に対して、当社株式および金銭を交付いたします。

なお、本株式交換は、当社については会社法第796条第2項の規定に基つ圖く簡易株式交換の手続きに基づきますが株主の意思確認のため当社の株主総会決議を前提として、エンターテイメント社についても株主総会決議により承認を受けることを前提条件に、当社とエンターテイメント社との間で株式交換契約(以下、本件株式交換契約)を締結いたします。

本株式交換に係る割当ての内容

エンターテイメント社の普通株式1株に対し、2,500千円と当社株式55,000株を交付いたします。

また、当社が本株式交換により交付する当社の普通株式については、全て、新たに普通株式1,100,000株 を発行いたします。

株式交換契約の内容

当社が、エンターテイメント社との間で平成29年8月25日付で締結する株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約

株式会社アクロディア(東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号 代表取締役 堤純也 以下「甲」という。)と株式会社 エンターテイメントシステムズ(東京都新宿区愛住町22番地 代表取締役 國吉芳夫 以下「乙」という。)とは、次の とおり、株式交換契約を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、会社法第767条に定める株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行う。

第2条(効力発生日)

本件株式交換が、その効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成29年10月1日とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、甲乙協議のうえ書面により合意することにより、これを変更することができる。

第3条(本件株式交換に際して交付する金銭等及ひ闘その割当てに関する事項)

甲は、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された各株主に対し、その保有する乙の株式数に55,000を乗じて得た数の甲の普通株式、及びその保有する乙の株式数に2,500千円を乗じて得た数の金銭を割り当て交付する。

第4条(増加すべき資本金及び資本準備金の額)

本件株式交換に際して、増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の定めに従い、甲が別途適当 に定める金額とする。

第5条(表明保証)

乙は、甲に対し、本契約締結日及び効力発生日において以下の事項につき誤りがないことを表明及び保証する。

1.(設立と存続)

乙は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有する。

2. (財政状態)

乙は、支払停止の状態ではない。また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の法的倒産手続の開始の申立はされておらず、これらの法的倒産手続の開始原因となる事実はない。

3. (株式)

乙の発行可能株式総数は、普通株式80株であり、そのうち発行済株式の総数は20株であり、その全てが適法かつ 有効に発行され、全額払込済みの普通株式である。これらの普通株式を除き、対象会社の株式、新株予約権、新株 予約権付社債、その他潜在株式は存在しない。何人も、乙に対して、乙の株式、新株予約権、新株予約権付社債を 取得する権利を有していない。また、発行済株式のすべてについて先取特権、質権その他の担保権、請求権等その 他一切の負担は存在しない。

4. (株主名簿)

乙の株主は、甲に提供された株主名簿のとおりであり、名義株主又は他人名義の株主は存在せず、株主に反社会的人物は存在しない。

5. (乙の財務状態)

乙は、甲に提供された財務諸表その他の決算書に記載されている資産、負債を、適正に保有している。

6. (法令の遵守)

乙並びにその役員及び従業員は、法令、規則、条例、通達、政府当局の命令等を重要な点において遵守してその 営業を行っており、乙の資産、負債、事業又は営業に重大な悪影響を及ぼすような行為は行っておらず、行うべき 行為の不作為はない。

7. (未払い給与等)

乙は、その従業員に対して未払いの賃金、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しない。

8. (第三者の権利の侵害)

乙は、第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していない。

9. (訴訟及び手続)

()乙に対する裁判所、監督官庁その他の当局の命令、判決、差止命令で現に効力を有するもの、及び()乙に対する訴訟若しくは保全又は行政上若しくは仲裁の手続で係属中のもの又は()若しくは()にいたるおそれのある事由は存在しない。

10. (税金)

乙は、国内及び海外の適用法令の下で必要となる税務申告の全てを、遅滞なく該当する税務当局に対して行ってきており、納付期限の到来した全ての税金は支払済みである。乙の事業、財産、資産に関し税務上の差押、保全差押その他の滞納処分は存在せず、また、かかる差押、保全差押その他滞納処分を受けるおそれのある事由は存在しない。

11.(資産)

乙は、乙の所有の資産に関する一切の管理処分権限を保有し、かつ所有権及び賃借権にかかる対抗要件を具備していて、これらについて、訴訟、調停、仲裁その他形式を問わず係争は一切存在しない。

12. (正確な開示)

乙は、甲に対し、重要な事実を全て開示している。また、乙から甲に開示された事実(提出された情報、書類、磁気テープ、コンピューター・テープその他の種類の記録媒体を含む)について、重要な点で虚偽であったり、又は誤解を招くおそれのあるものはない。

第6条(株式交換承認総会)

- 1 甲は、平成29年9月26日までに、株主総会を招集し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する 決議を求め、承認を得る。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により変更の必要が生じた場合は、甲 乙協議のうえ、開催日を変更することができる。
- 2 乙は、平成29年9月26日までに、株主総会を招集し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を求め、承認を得る。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、開催日を変更することができる。

第7条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行わない。ただし、相手方の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

第8条(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

- 1 本契約締結の日から株式交換の日までの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙協議のうえ株式交換条件を変更し又は本契約を解除することができる。
- 2 前項により変更、解除がされた場合、甲及び乙は互いに損害賠償の請求をしない。ただし、甲又は乙の故意、重過 失に起因する場合を除く。

第9条(本契約の効力)

本契約は、甲若しくは乙の第6条に定める株主総会において本契約の承認か闘得られない場合は、その効力を失う。

第10条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙の協議のうえ決するものとする。

第11条 (適用法と管轄)

本契約に関する解釈及び紛争に対しては日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

後日の証として本書面2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年8月25日

- 甲 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号 株式会社アクロディア 代表取締役社長 堤 純也
- 乙 東京都新宿区愛住町22番地株式会社エンターテイメントシステムズ 代表取締役 國吉 芳夫

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

エンターテイメント社との株式交換における交換比率の算定については、当社がその公平性・妥当性を確保するために独立した第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren(東京都港区東麻布1-15-6、代表取締役 小幡治、以下「マクラレン」という。)に依頼しました。

なお、エンターテイメント社の算定に当たっては、当社グループが参画することによるシナジー効果を全く含まない状況での事業計画によるベースバリューの算定、およびシナジー効果を見込んだ事業計画によるバイヤーズバリューでの算定を実施した上で、ベースバリューに対するプレミアムの妥当性をバイヤーズバリューと比較検討した上で交換比率を決定することといたしました。なお、ベースバリュー事業計画は、保守的に、独自システムの開発はできないとの前提で計画し、その結果、算定上は10年で契約が打ち切られるとの前提に立って算定しております。

マクラレンは、株式価値の算定に際して、当社の株式価値については市場株価法を、エンターテイメント社については、DCF法を採用し、これらの評価結果を勘案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

マクラレンは株価価値の算定に際して、エンターテイメント社が提出した事業価値算定の基礎資料及び一般に公開されている資料が正確かつ完全であることを前提としております。またマクラレンはその正確性、完全性について何ら調査、検証を実施しておらず、また調査、検証の義務を負うものではなく、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負わないとのことです。また、マクラレンが算定にあたって依拠した事業計画その他の資料は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、マクラレンはその実現可能性を保証するものではありません。

算定の結果、ベースバリュー事業計画に対する交換比率の算定レンジはエンターテイメント社株式1株につき、当社株式33,047株~39,144株との算定結果となっております。また、バイヤーズバリュー事業計画に対する交換比率の算定レンジはエンターテイメント社株式1株につき、当社株式49,751株~81,727株との算定結果となっております。

当社は、マクラレンから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を 勘案の上、エンターテイメント社の株主であるGICC社の代表であるTaizo Takizawa氏との間で真摯に協 議・交渉を行いました。その結果、前述「(3)本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株 式交換契約の内容 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率で両者は合意しておりま す。

この交換比率はベースバリュー事業計画に対する算定レンジには入っておらず、算定レンジに対するプレミアムはエンターテイメント社株式1株あたり、当社株式15,856株~21,953株となっており、ベースバリュー事業計画に対する株価に対して40%~66%のプレミアムとなっております。しかしながら、このような高いプレミアムとなるのは、ベースバリュー事業計画は、当社とのシナジーを前提としない計画であるために、独自システムによる増収効果は全く織り込むことができず、しかもTTK社との契約が10年で打ち切られるとの前提に立っているためであります。一方で、バイヤーズバリューで算定したレンジに対しては算定レンジ内にあり、その下限から16%となる、中央値よりもかなり低い位置にある比率となっております。そのため、当社とのシナジーを前提とした独自システムの開発により、当社が同社の価値を高めていくことで、買収価格を超える価値を創出していくことができるものと考えております。また、当初から大きなキャッシュフローを生み出す同社の事業を取得することは、当社が目指す早期の黒字化にあたっては重要な意味を持つと考えております。

これらの状況を総合的に検討し、両者で合意した交換比率は、ベースバリューの算定レンジには入っていないものの、バイヤーズバリューで見ると合理的な交換比率の範囲であるといえること、また、バイヤーズバリューで算定したレンジに対しては下限から16%の位置にある比率となっており、レンジの中では低めの比率であり、バイヤーズバリューでの計画で前提としているシナジー効果を発揮することで算定レンジに対して中央値よりも有利な交換比率となることから、妥当な効果比率であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アクロディア		
本店の所在地	東京都新宿区愛住町22番地 (注) 平成29年5月22日から本店所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号が上記の ように移転しております。		
代表者の氏名	代表取締役社長 堤 純也		
資本金の額	現時点では確定しておりません。		
純資産の額	現時点では確定しておりません。		
総資産の額	現時点では確定しておりません。		
事業の内容	スマートフォン向けサービス・ソリューションの提供等		

平成29年8月25日提出の臨時報告書

1. 「提出理由]

当社は、平成29年8月25日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社役職員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2. [報告内容]

イ 銘柄

株式会社アクロディア 第21回新株予約権証券

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

24,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,400,000株とし、下記(4)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数 に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、16円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren (住所:東京都港区東麻布一丁目15番6号)に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件(業績条件)を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が 汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる 標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し 発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式 の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上で業績条件が満たされた場合の本新株予約権 権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社終値340円/株、株価変動率51.37%(年率)、配当利率0.00%(年率)、安全資産利子率 - 0.12%(年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額320円/株、満期までの期間4.35年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることか

EDINET提出書類 株式会社アクロディア(E05630) 有価証券届出書(組込方式)

ら、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

(3)発行価額の総額

384,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式(権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式)とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日で闘ある平成29年8月24日の東京証券取引 所における普通取引の終値で闘ある金340円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を 調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × ______ け 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

無難 新規発行株式数×1株当たり払込金額 新規発行前の1株当たりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6)新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成31年12月1日から平成33年12月30日(但し、本新株予約権の満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日。)までとする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記、(P)及び(T)をいずれも満たした場合に対象新株予約権を行使することができる。

平成30年8月期及び平成31年8月期の各事業年度にかかる当社の連結損益計算書において、(ア)営業利益にノンキャッシュ費用で闘ある減価償却費、その他償却費、引当金繰入額を加算した額(以下、

EDINET提出書類 株式会社アクロディア(E05630) 有価証券届出書(組込方式)

「EBITDA」という)の合計額か闘75百万円以上、且つ、(イ)平成30年8月期及ひ闘平成31年8月期のEBITDAか闘黒字化された場合に、本新株予約権の行使か闘可能になるものとする。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すへいき指数の概念に重要な変更が認あった場合には、別途参照すへいき指数を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認める場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その配偶者(配偶者か闘存しない場合においては法定相続人のうち最年 長の者)又は当社か闘別途認めた者か闘、当社の定める方式にて行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本 金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10)新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社役員 3名 20,000個(2,000,000株) 当社職員 10名 4,000個(400,000株)

(注)1

- 二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係 該当事項なし
- ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容 取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。
- へ 新株予約権の割当日 平成29年9月27日

(注)1.発行規模が合理的であると判断した理由

本新株予約権は、業績及び当社株価に係る具体的な数値目標を掲げ、目標達成に向けて、業績拡大と株主価値向上へのコミットメントを高める強いインセンティブ目的として、当社の役職員に対して、有償にて発行するものであります。その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

当社としましては、本新株予約権は、公正価格で発行するものであり特に有利な条件で発行するものではないため、株主総会の承認を得ることは会社法上必要とされるものではないと考えております。また、本新株予約権発行による株式の希薄化の規模については上述のとおり、それぞれ合理的なものと考えております。しかしながら、本新株予約権の行使条件として相当程度高い水準の業績条件を課してはいるものの、本新株予約権の発行価額及び本新株予約権の目的となる株式総数の規模を総合的に勘案し、取締役会での慎重な議論の結果、株主の皆様のご意思を尊重するという観点から、平成29年9月26日開催予定の臨時株主総会において、本新株予約権の発行についてご判断いただき、承認が得られることを本新株予約権発行の条件とすることといたしました。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自至	平成27年 9 月 1 日 平成28年 8 月31日	平成28年11月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第3四半期)	自至	平成29年 3 月 1 日 平成29年 5 月31日	平成29年7月18日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 株式会社アクロディア(E05630) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年11月18日

株式会社アクロディア 取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 藤井幸雄 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 小出敦史 印業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度に続き、当連結会計年度においても営業 損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、継続企業の前 提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ る。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財 務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディア及び連結子会社の平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アクロディアの平成28年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アクロディアが平成28年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月18日

株式会社アクロディア 取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 藤井幸雄 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 小出敦史 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディアの平成28年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度に続き、当事業年度においても営業損失、当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する 形で別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年7月12日

株式会社アクロディア 取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 藤 井 幸 雄 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 小澤達美 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年9月1日から平成29年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アクロディア及び連結子会社の平成29年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度に続き、当第3四半期連結累計期間においても営業損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 株式会社アクロディア(E05630) 有価証券届出書(組込方式)

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。